

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………  
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一

### 公告

○住民監査請求に係る監査結果に基づき警視庁が講じた措置の公表……………  
……………(東京都監査委員)……………二  
○土地収用法施行令に基づく公示送達 (三件)……………  
……………(東京都収用委員会)……………三

## 告示

### ●東京都告示第七十四号

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一條第二項の規定により、令和七年東京都告示第十二号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

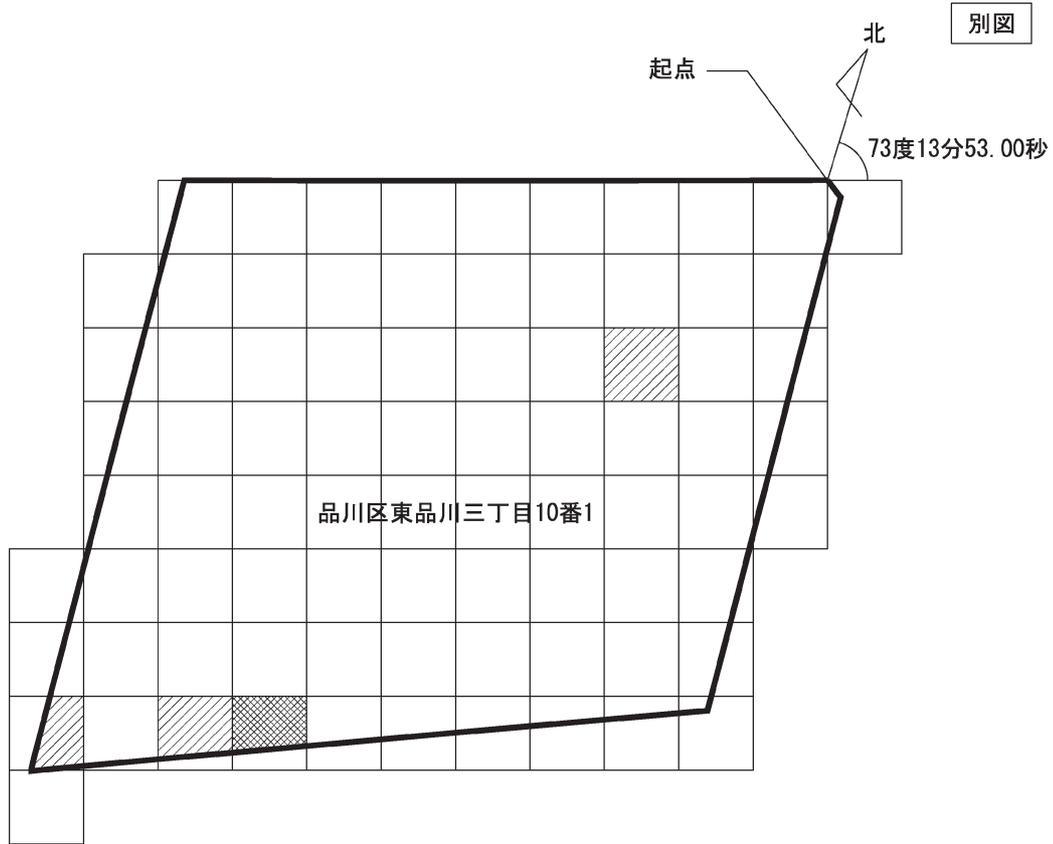
令和八年二月二十五日

東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり (品川区東品川三

### 丁目地内)

- 二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去



**【起点】**  
 起点は、品川区東品川三丁目10番1の最北端とする。

**【凡例】**

- : 単位区画
- : 調査対象地
- ▨ : 形質変更時要届出区域  
(令和7年東京都告示第1024号により指定した区域)
- ▩ : 指定を解除する区域

**【格子の回転角度 (73度13分53.00秒)】**

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

# 公 告

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第242条第9項の規定により、住民監査請求に係る東京都監査委員の勧告に基づき警視庁が講じた措置を次のとおり公表する。

令和8年2月25日

東京都監査委員 保 坂 まさひろ  
 東京都監査委員 中 村 ひろし  
 東京都監査委員 後 藤 靖 子  
 東京都監査委員 小 粥 純 子

監. 総. 会. 査1第563号  
令和8年2月3日  
令和8年4月15日まで保存

東京都監査委員 殿

警 視 総 監  
(公 印 省 略)

「判決確定に伴う賠償金支出について捜査員に対する求償権の行使を求める住民監査請求監査結果」の勧告に基づき講じた措置について  
令和8年1月16日付7監総第705号により勧告のあった標記のことについて、地方自治法第242条第9項の規定に基づき必要な措置を講じたので、下記のとおり通知します。

記

1 対応の内容  
令和8年1月31日及び同年2月1日、該当職員(元職員を含む)に対する求償権を行使した。

2 該当職員及び求償額  
該当職員の表記については「判決確定に伴う賠償金支出について捜査員に対する求償権の行使を求める住民監査請求監査結果」の例による。  
(1) F 警視 250万円  
(2) G 警部 250万円  
(3) H 警部補 28万円

以上

土地収用法施行令に基づく公示送達  
土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第5条第2項の規定により、下記のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、当委員会事務局審理課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和8年3月17日の終了をもってその書類の送達があったものとみなされる。

令和8年2月25日

東京都収用委員会

会長 松 尾 弘

記

1 事件名  
令和7年第1号及び令和7年第1号の2

東京都市計画道路事業補助線街路第28号線のための土地収用事件

2 送達すべき書類

令和8年2月5日付裁決書の正本

3 送達を受けるべき者

(1) 住所 不明  
氏名 齋藤 美智子

(2) 住所 不明  
氏名 齋藤 美恵子

(3) 住所 不明  
氏名 齋藤 多紀子

(4) 住所 不明  
氏名 齋藤 行弘

4 公示送達に係る土地の所在及び地番

東京都品川区大井四丁目3332番7

5 公示送達に係る掲示の事実

(1) 掲示されている場所

東京都庁内の総務局掲示板（第一本庁舎 1階南側）

(2) 掲示を始めた年月日

令和8年2月25日

土地収用法施行令に基づき公示送達

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第2

項の規定により、下記のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、当委員会事務局審理課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和8年3月17日の終了をもってその書類の送達があつたものとみなされる。

令和8年2月25日

東京都収用委員会

会長 松尾 弘  
記

1 事件名

令和7年第7号及び令和7年第7号の2

東京都市計画都市高速鉄道事業第10号線のための土地

収用事件

2 送達すべき書類

令和8年2月5日付裁決書の正本

3 送達を受けるべき者

住所 不明

氏名 不明

4 公示送達に係る土地の所在及び地番

東京都世田谷区桜上水五丁目地番なし（466番8地

先）

5 公示送達に係る掲示の事実

(1) 掲示されている場所

東京都庁内の総務局掲示板（第一本庁舎 1階南側）

(2) 掲示を始めた年月日

令和8年2月25日

土地収用法施行令に基づき公示送達

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第2

項の規定により、下記のとおり公示送達を行う。  
なお、送達すべき書類は、当委員会事務局審理課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和8年3月17日の終了をもってその書類の送達があつたものとみなされる。

令和8年2月25日

東京都収用委員会

会長 松尾 弘  
記

1 事件名

令和7年第8号及び令和7年第8号の2

東京都市計画都市高速鉄道事業第10号線のための土地

収用事件

2 送達すべき書類

令和8年2月5日付裁決書の正本

3 送達を受けるべき者

住所 不明

氏名 不明

氏名 不明

4 公示送達に係る土地の所在及び地番

東京都世田谷区桜上水五丁目地番なし（465番4地

先）

5 公示送達に係る掲示の事実

(1) 掲示されている場所

東京都庁内の総務局掲示板（第一本庁舎 1階南側）

(2) 掲示を始めた年月日

令和8年2月25日

発行所  
東京都品川区大井四丁目3332番7  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
郵便番号 163-8001  
電話 〇三(五三三二二)一〇一〇一(代)

本号  
一箇月 六、六〇〇円  
（郵送料を含む。）

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三三八一)五二〇一(代)  
郵便番号 113-0001

